

平成22年度第2回広島県男女共同参画審議会会議録

- 1 日 時 平成22年10月19日(火) 15:00~17:15
- 2 場 所 県庁北館3階第6委員会室
- 3 出席者 岡田委員, 川瀬委員(会長), 繁政委員, 島田委員, 武井委員, 寺本委員,
中野委員, 野原委員, 松尾委員
- 4 議 題 (1)「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」の中間取りまとめ(案)について
(2)「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」の中間取りまとめに関する県民
意見募集について
- 5 担当部署 広島県環境県民局総務管理部人権男女共同参画課 男女共同参画推進グループ
電話 082-513-2746(ダイヤルイン)

6 会議の内容

【議題】(1)「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」の中間取りまとめ(案)について

(資料1及び資料2により事務局説明)

環境づくり

(会長)

- 「具体的施策」について御検討いただきたい。3つの柱,「環境づくり」「人づくり」「安心づくり」,その柱ごとに話を進めていく。まず,資料の2「環境づくり」のところから。

(委員)

- 書かれているとおり,環境づくりに関して,法律上の権利を学ぶ必要があることはひしひしと感じる。法律上のことを知らないから,差別されていることがわからないという人がまだ多いと思う。
- 毎年,「広島県の男女共同参画をすすめる会」から県・市・女性会議に要望書を出している。その中で今回は特に女性の管理職登用と能力活用推進への働きかけをやってほしいというのがある。企業で働いている女性の6割が妊娠・出産を機に退職している。2人に1人が非正規雇用者という状況。少子・高齢化の進展による労働力人口減少の中,女性が非正規雇用の対象となっていて格差が大きいのではないかと,そこを改めてきちっとするよにということ。それと,広島県内の女性の管理職,行政は徐々に増えているが事業所は減っているのだからこれは増やしてもらいたい,と要望している。そういうことが入ることによって女性の地位向上につながると思う。そのあたりはどこに入っていくのか。

(会長)

- 順をおっていく。2ページに「県が率先して～」という項が入っている。これらの項を追って行って,十分かどうか。
3ページにあって,育児介護休業法のことなど3つの施策がある。この具体的施策の中に,本当に計画として具体化されていくのはどんなものかということが大きなポイントになるし,今回はよい計画ができるための柱みたいなものもあれば良い。

(委員)

- すすめる会では,特に第3次男女共同参画計画の中に,女性の管理職登用や育児休業の取得支援に積極的な企業への優遇税制を検討してください,地方税においてもぜひ優遇税制の導入を検討してください,ということを盛り込むよう要望しようとしている。

(会長)

- インセンティブの導入をどうするかということか。検討部会で「企業に対するインセンティブの付与を「具体的施策」に盛り込むことができないか」という意見が出たが、このことについてはどうか。

(委員)

- そのとおりだと思う。

(会長)

- それからポジティブ・アクションのことがp 2に、それから非正規雇用の問題がp 4にあるが、これは「適正な処遇、労働条件が確保されるよう」がパートタイム労働者と派遣労働者に掛かっている。これは検討部会でも指摘があったが、そういう働き方が固定化されるような方向に動くとまずいし、働き方の多様性の名のもとに条件が悪いまま放っておかれることがあってはならない。このあたりの表現について、これでよいか、もっと御意見はないか。

(委員)

- p 3の2つ目の○、ワーク・ライフ・バランスのところ、3行目で「特に、働き方の見直しを進めるため、事業主及び管理職に対して、労働時間等の設定の改善等労働条件の整備や育児・介護休業を取得しやすいなど働きやすい職場環境の整備を推進するよう啓発を行います」とあって、これはとてもいい言葉なので賛成だが、実際にこれを実現するとなると非常に難しいのではと思う。とりわけ管理職を含めた啓発を進めていくということ、これは課長以上の人になるわけだが、実態は必ずしもこういうものとそぐわないのではないかと。

p 4の1つ目の○、パートタイム労働者や派遣労働者と正規の労働者を区別なくということも、言葉はいいのだが実際に実現するのは大変難しいところがあり、このへんの表現、これで経営者の方々が納得されるのかが大変不安である。

- 表現について、ワーク・ライフ・バランスと言っても、経済界では、こういった厳しい状況下でどのようにやっていくか。経済界も含め、事業主さんが、よりよい従業員を確保するための環境整備という面でもいろいろと話し合っているが、なかなか浸透してこない。

特に小さいところからすると、東京とか大都会の企業がすることだ、というのがまだ全体的な意識である。だから言葉はいいけれどなかなか難しいというのが実感としてある。

- となると、実現可能性を高めるためには、表現を変えたほうがいい、表現的に強くした方がよいのではと思うが、いかがか。
- そうかもしれない。厳しい状況下だから逆に国なり県なり市なりが、その方向に取り組むように枷をはめたりしない限り進まないと思う。
- それからp 4のパートタイム労働者や派遣労働者。本来対等なはずなのに、どうしても差別的な処遇を受けることが多い傾向がある。そして経営者側はそれを歓迎するような、つまり経営に負担をかけないような、勝手な利用のされ方をされている面があると思うが、その中でいかがか。
- パートも派遣も非正規に含まれていると思うが、調査したところ、パートとか非正規の人にアンケートとると、6～7割の方が「このままでいい」と答えている。2～3割は「機会があれば正規になりたい」とあるのでそこは考えないといけないが、全部一緒にして「正規にすればいい」とは言い難い。同じ仕事をしていても労働者の側が望んでいる方向性もおのずと違っている。そのへんは考えて活字を選んでいただきたい。

ワーク・ライフ・バランスについては共同宣言をしているし、経営者協会としてもその方向で考えているし、会員企業に色々お願いさせてもらっているのだが、中小においてはなかなか難しいという状況である。

(会長)

- そのような実情であるが、そこをクリアしていかないと、逆に日本の未来がないという意見があったと思うが。

(委員)

- 方向性は正しい。実態が難しいから活字を削ろうとかいう話ではない。

(会長)

- どうすれば実効性が上がるのか、啓発だけでいいということか。

(委員)

- そう。そのあたりを確認したかった。しかし、書かないよりは書いた方がましだとも言えるし、そうするとこの程度のことは書いておかないといけないだろうなという気はする。

(会長)

- 環境づくりの一番最初にこの問題が「不可欠」であるということをもっと強く入れてはどうかと検討部会で意見が出た。この一文か。

現実、きつくするとつぶれる、一方で、環境整備をすすめた企業の方が元気があって伸びているというデータもたくさんある。そのところを理解しあっていないといけない。とんでもないむごいことを押し付けようというわけではない。強く打ち出すような表現を望む意見が最初に来ている。

(委員)

- p3のところ、部会でも言ったが、「中小企業」のところに「小規模事業者」を加えるといいのではないか。また、「従業員」を「管理職」に加えた方がいいかもしれない。管理職だけではなく従業員すべて、そのあたりの意見を伺いたい。働きやすい環境というのはなにも経営者だけで作るわけではない。

(会長)

- 具体的な表現としては、「特に小規模事業者・中小企業の」ということか。
小規模には 一般事業主行動計画は課せられているのか。

(委員)

- 「101人～300人」が来年からで、それ未満はまだ努力義務。そういった規模のところは厳しい。逆にそういう規模のところにとって人材確保のためにも必要といえるが。

「101人～300人」のところでもまだ計画を策定してないところもあるなど、企業もまだ本腰入ってないところがある。経営者協会としても国の雇用均等室の依頼を受けてコンサルタントに回っているが、小さいところはなかなか難しい。

(会長)

- では、「特に小規模事業者・中小企業」はどうか。

(委員)

- 「中小企業」はもういいのではないか。法律で中小企業が300人以下で、300人以下のところは導入しないといけないので、小規模だけでもいい。

(会長)

- 中小企業と書くよりは、「特に小規模事業者」ということか。

(委員)

- 基本的には前段ですべての企業や事業所が含まれていて、その中で「特に」ということなので。

(会長)

- では、そこはそのように。

もう1つ。働く人たち自身の意識が変わることが大事ではないか。これは前回の審議会のときに、「トップへの啓発がやはり一番大事ではないか」ということでこれが入ったと思うが。何か、具体的に案があるか

(委員)

- 新しく「管理職」と付け加えていただいたので案で問題ないと思うが、強いて言うと、小規模事業などのことを考えると、ワーク・ライフ・バランスの意識など従業員全体が持つことが必要なので、「管理職・従業員」とした方がよいかもしい。

(会長)

- この計画で強調したいところはやはり「トップの意識を変える」ということなので、そこが薄まってしまふのが心配である。

(委員)

- 大きなところはあれだが、小さいところはトップダウンでいかないと進まない。従業員の方にワーク・ライフ・バランスについて周知徹底すること自体は必要だと思うが。
- そうするとワーク・ライフ・バランスのようなものを推進させていく場合、進みやすいという面はあると思う。

(会長)

- 自らの働き方として何かこう学習するとか知らせる、ということ言えばいいということか。ちょっと全体的なバランスを見て、考えさせてほしい。

それからもう1つ。「啓発を進める」という表現に終始しているがこれでよいか。進めるためには「アメとムチ」が必要。「ムチ」、罰則についてはなかなか難しいので、「アメ」の方、インセンティブについてはどうか。

(委員)

- 表彰制度とか。

(会長)

- 公共調達における優遇措置とか。

それともう1つ、よい事例の紹介とか。何か積極的なプラスのものを書き込んでおきたい。

(委員)

- 今までアメでよいものがあつたか？

(会長)

- なにか、県庁にほめられて嬉しいではなくて、そのことがお互いの誇りになるような、そういう啓発の仕方がよい。p 2にはポジティブ・アクションについて、「啓発に当たっては具体的なモデルや成果の普及に努めます」と書いてあるが、さらに書くなら、公共調達や表彰だろうか。

(委員)

- 表彰は、大きいところは自社内でやっているが、小さいところにはなかなかそういう制度がないので、「県知事さんの名前でもらう」のはインセンティブになりうる。あとは一定の要件を充たせば県の助成金制度や競争入札参加資格でメリットがあるということになれば、インセンティブになる。

(委員)

- 女性を何%か対応しているところは優遇とかはあるのか。

(事務局回答)

- 建設工事の入札参加資格審査ではやっている。

(会長)

- 国の答申では「クロスコンプライアンス」という言葉が使われている。こちらでも加点あちらでも加点と複合的に加点されるもの。その視点をどこかに入れてほしい。

(委員)

- そう。やはり具体的な形でこういう御褒美・特典のような意欲につながるものを書き込みたい。

(会長)

- 推進体制や広島県女性総合センター機能については？

(委員)

- すずめる会では性被害者等に対するワンストップセンターを要望している。診療・治療や相談まですべてしてくれる施設が大阪や愛知など、病院の中に作っているらしい。

(会長)

- それは「安心づくり」でやろう。
とても大きな課題、非正規のことに十分ふれられているかということはもう一度検討させていただくと同時に、県民からの意見を待ちたいと思う。
次の地域社会とか女性総合センターとかこのあたりどうか？

(委員)

- 部会でも出したが、地域の責任ある立場にある女性がなかなか増えないということにも何か手立てを打てるようなものを、ここに入れてほしい。

(会長)

- そもそも、ここ p 8 に書かれている表現自体わかりにくいという意見もある。これもできればもう少し調整した形で県民意見募集に出したいところである。p 8 のこの表現、少し難しいというか、何を言わんとしているのか。県民意見が出やすい文章になっていた方がいいと思うので、調整させてほしい。

次、p 10、女性総合センターについては？（意見なし）

積極的なニュアンスを表したものになっているとは思う。

- p 11、2つ目の○。「新しい公共サービスの提供」というこのあたりについて。これはとても大事な内容が含まれていると考える。このままだと先ほど同様わかりにくいという意見もあった。

(委員)

- まだ基本計画を策定してない市町があったか。

(事務局回答)

- 4町。うち2町は今年度内に策定予定なので、残り2町である。

(会長)

- ここはきっと大事な概念も含まれているのだと思う。というのが、これからの「まち」というものは、自分たちの住んでいる街とか地域というだけではなく、なにかこうネットワークを組んで、例えば岡山のAMD Aのような、あるいはそれほど大規模でなくても様々なネットワークを組んで連動してやっていくっていう、そういう地域活動になっていくのかなというところがある中で、ここには「公共サービス」とあるのが悩ましい。全部取り込んでしまっている。

NGOやNPOはある意味行政より行動力があるわけで、そういう方々は行政に任せていられないとどんどん先に進まれることもある中で、県が環境整備するものなのか。だが、そうやってがんばってもらって新しい公共サービスができるのかなというところもある。

(委員)

- たしかにこのあたりわかりにくい。具体的な事例をあげて、「～など公共サービス」と書かないとわからない。
- 「具体的施策」といいながらかなり抽象的な表現になっている。この下の実施計画的な部分は後で作るのだとは思いますが、ある程度こういう事業があるからこういう表現を使ったというのがわからないから判断しにくい。文章的な表現の方向性はこれでいいのかなとは思いますが。

(会長)

- 例えば私がこういうことかと思ったのは、県道の矩面の草刈りをNPOと組んで県の担当課がやっているというもの。県がすべてをやるのではなくて。新しい公共サービスとは、そういうことなのだろうと思うのだが。実態は安く仕事をやらされるということになりかねない部分もあるし、難しいところはあるが、なにかみんなが出し合ってやっていかないとということでは確かである。

(委員)

- これからは、地域が地域力を発揮して、自分たちのまちは自分たちでやっていくという風になっていきつつある。そうでないとこれからはやっていられない。
- 自分の地区でまちづくり協議会を立ちあげてやっていて、モデル地区になっている。先般の集中豪雨の時には、まだ立ち上げてもない自主防災組織の役割を自ら果たし、自分たちの地区を地区のみんなで守った。高齢者の安否確認をとって歩き、崩れたところはどんどん市に電話するのではなく区の防災部に電話し、区から市にFAXで送る。そして、一番大事なところはどこだということで、今度は区民がそこに修理に行く、そうしたことをした。行政は頼りにしないで、自分たちのことは自分たちで守ろうということである。それをまちづくり協議会で実施したが、そこでは男性も女性もない。

(会長)

- そうしたことなんだと思う。

(委員)

- そういう風に自分たちのことと重ねて読んだらわかる気がした。「新しい公共サービス」というのがそういうものかなと。

(事務局回答)

- 今、民主党政権の言う「新しい公共」というのは「仕組み」であって「サービス」というからわかりにくいのかなと思う。新しい公共という概念は、多様な主体がNGOとか公共とか自治会とかいろんな主体がそれぞれ出来る範囲でできることをやって、それまで行政だけでやっていたことを一緒にやっという仕組みだと思う。「新しい公共サービス」という概念が全てを一緒にしてしまっているように思う。

新しい公共という仕組みの中で、それぞれの主体が協働して事業を進める、という表現の方がわかりやすいかなと思う。事務局でもうちょっと詰めてみたい。

(委員)

- そうだろうとは思いますが、ただその時に、男女共同参画の視点というのはやっぱり大切なわけで、そういう文言は入って、なおかつ新しい公共のサービスをやっていくんだという文言にならないと、ただ単に協働してやっというということではない。

今言われたまちづくりなどは具体的にはもう各地域・自治体などでやっているの、例えば「(まちづくりなど)」と入れてもいいと思う。

- このまちづくり自体は、男性だけの力ではできないし、女性だけでもできないし、男性だからできること女性だからできることのお互いの力を出しあってそれを作っていくからこそ協働のまちづくりだと思う。

(会長)

- ここの2番目の○はもう少し整理したかたちにしよう。「男女共同参画社会の実現に向けて」なんてのはいかにもで、これは後ろにした方がいいのかもしれない。それから「情報提供や相談対応等の環境整備を行うとともに」っていうのも少しちょっと後ろ向きのような気がする。協働であればいい訳で、そここのところが入るとなお長くなってわかりにくくなる。促進されるように協働して取り組めばいい訳だから。とても大切な方向性を含んでいることは間違いないので。

「新しい公共」というのもあまり寄りかかりすぎると、言葉がいつまで旬かということもある。むしろ男女共同参画の視点をいかした公共サービスの提供とか取組とかいう感じで、ちょっと知恵をしぼってみる。

(委員)

- (3) の上の4行はこのまま残るのか。「県内のNGO」とあるが広島県内にNGOはあるのか。協働する主体としては隣県のNGOでもいいと思うが、活字として「県内のNGO」でよいのか。

(事務局回答)

- 例えばジャパンプラットフォームというのがある。直接まちづくりではないが。

(委員)

- 活字の問題なので、1つでもあるのならいい。

人づくり

(会長)

- p12からp17まで。こちらはいかがか。
p13に下線がひいてある。これは今までやってきて、男性の方たちの意識がやっぱりとても女性との乖離があるし、力を入れていかないといけないのではないのか。国の答申では「子

ども」としてあるが、そこは「若い世代」ということにはどうか。若い世代は、女性も先ほどの数値があがっていた。決してみんなが男女共同参画の方に動いているわけではなくて、かえって「妻は家庭を守るべき」という人もいる。

(委員)

- 今は若い人の方が、それを希望している人が多い。特に20代。
- そうなのか。50代以上の方はそういう考えがあって、若い人は台所にも一緒に立ったりするからと思っていたが、若い人の方がそうなのか。

(会長)

- 現実にはそんなことはそんなにできない部分がある。若い人は二人で働く。

(委員)

- そういう考えになっているのは、女性が仕事もしながら家事も全部しなければいけない、それであれば、きついので専業主婦になった方が楽だという考え方なのであって、積極的にそれがいいという訳ではなくて、むしろきつい状態から逃れたいということで専業主婦志向が高まっているのだと思う。
- それが女性の考え方だろう。だから、一緒に暮らす若い男性の考え方を変えなくてはいけないのではないのか。
- 若い男性は、どちらかというと共働き志向が増えている。養いきれないということだ。
- 苦しいから働いてくれって。それならもっと協力してくれってということだ。
- 長時間労働とかがあるので、どうしてもワーク・ライフ・バランスが進まないと、若い女性は一緒に共働きをしたいという考え方にはなっていない。で、現実、育児とか大変なので、目の前のつらいことから逃れようということになる。大変ですよ。
- やはり根気強く続けないといけない。
- ここは「男性」だろうか。男性だけでというのがちょっとイメージがわからない。一緒にやってきたと私は思うのだが。

(会長)

- 「特に男性や若い世代」。

(委員)

- 女性にもあると思う。「特に若い世代」ではいけないか。男性も女性も一緒に…
- 男性も女性も一緒にこういう勉強しないといけないのだけど、実際に勉強会などをすると女性しか集まらない。
- だから、どうなのだろう。男性だけ集めてというイメージだろうか。
- というわけではないが、勉強会とかすると「少しは男性の人にも教えてあげてよ。私たちがばかり勉強してもだめよ」という人もいる。
- 一緒にやるようなイメージがよいと思うのだが。夫婦そろって、夫婦でなくても、若い世代もお年寄りの世代も一緒にというようなイメージがいいのではないか。「男性」というと逆行するようなイメージがある。
- 要は、男性・女性ではなくて、いかに人を思いやる心があるかないかだと思う。
- 今まで進まなかった理由として、男性側に固定的性別役割意識が強いということが調査の中でも出てきているので、やはり入れていただいた方がよい。
- やり方が難しいと思う。

○ 男性の育児とか介護への参加率が低いという現状があるので、「男性」の前にそういう「育児とか介護率に低い」というような修飾語を入れたほうがいいのかもかもしれないが、やはり「男性」は入れたほうがいい。男性の意識がやはり日本では低いので。そういう意味では、今後はさらに継続した広報・啓発が必要だということは書きこんでよいと思う。

○ 男性だけでいいのか。

○ 私は男性・女性ともに教育が必要だという意見に賛成である。ただ、教育の視点が違うのではないかと思う。実際いろんな事件に接していると、女性のほうにも「女性だから養われて当然」だとか、イクメンという言葉が流行っている中で稼ぎ手の役割も家事・育児の役割も全部夫に求めてそれができないと自分の夫はダメだという風に主張されたりする人も結構いて、その前にまず自分の役割は果たさないといけないと言わないといけない。どちらにももうちょっとお互いの立場を思いやる視点は必要。ただ、なにか講座をするにしても男性の立場と女性の立場はちょっと違うので、そこをどう書き分けるか…。

決して男性の意識が低いだけが理由で男女共同参画が進んでいないという訳ではないと思う。親の世代で進んでないから、あなたは女の子だからそこまでがんばって働かなくてよいか、大学や大学院までは進まなくてもよいか親の価値観が娘に伝わっている部分もある。

(会長)

○ 若い世代だけではなくて全世代にかかっているとういことですよね。ただ、漫然として今までのやり方だけではいけないということだけは事実。集まってくるのが女性ばかりで、講座の目的は本当は男性にも知ってもらいたいのに、ということもある。ここに「多様な機会や情報手段により」「ライフスタイルの多様化に対応した」となっているが、そういう広報や啓発が大事なことは間違いない。

(委員)

○ 男女共同参画なので、一緒の場で話し合ったりというのがいいのかなと私は思う。男性は男性で、女性は女性でという啓発ではなくて、一緒の場でする啓発の方が効果が高いのかなと。思いを出し合ったりとか、夫婦でそろって集まる場をとらえてやるとか、いろいろなやり方はあると思うが、男性だけというのはイメージがちょっとわからない。認識が低いというのは確かにあると思うが。

この表現だとまるで、男性だけ、若い人だけ集めてやりなさいととれるかなと。

(会長)

○ 1つは今言っていたように、「これまで研修しあう機会が少なかった男性や若い世代に向けてやり方を工夫して」…

(委員)

○ その方がはっきりする。

○ すずめる会からの要望では、県や市の広報では男女共同参画の視点をいれてしてくださいと入れている。そこ入っているか。

(会長)

○ p 14の3つ目の○でよいか。

(委員)

○ よい。市町にも指導してもらいたい。

- 男女共同参画入門講座などで県内各地域に試してみても来るのはほとんど女性である。男性がいる場合でもそれは女性の方が夫を連れてきた場合。中山間地域ではまだまだ男女共同参画は女のもの、男性が参加するのは恥ずかしいという意識が強い。それをどうやって改めたらいいのかなというのがちよとある。

(会長)

- 企業を対象にしたものだと男性がいらっしやいますよね。

(委員)

- そう。特にマツダとか。協力会社も対象として、男性が聞いておられた。話してみたら、職場に戻ったらそれをラインごとに検討するということで、非常に積極的にやっておられた。ただそれは、マツダだからかなあとも思ったが。

(会長)

- では、p 13。「男性」の前にそれをはっきりさせておいた方がよいですね。
p 15。部会でも意見が出たところ。「キャリア教育」、これはいろんな読み方ができる言葉。企業におけるキャリア開発教育のようなイメージもある。現行計画でも使っていて、歴史的にはもうだいぶ使ってきている言葉のはずなのだが。自立をめざして自分にあった将来の進路を選択できるようなそういう教育ということ、それが、「キャリア教育とは」という注釈がつくだけでなく、本文に入った方がわかりやすいのではないか。

(委員)

- 去年、県でキャリア教育のパンフレット作ったと思う。そこでわかりやすく書いてあるのであれば、そこでの言葉を参考にしてはどうか。あちらでもわかりにくいからどうだこうだという議論があったように思う

(事務局回答)

- 「私のキャリアノート」のことでないなら、事務局では誰も把握していないようだ。

(会長)

- 現行計画のp 30に注釈があって、その中に例えば、農業をしようと思う方ですとか、アーティストになろうと思う人だとかもいるかもしれないし、収斂したような書き方してあるが、イメージとしてなかなかかわかない。

1つは、男女共同参画を推進する教育の充実ということがとても大事なことなので、そこは1つ言ってしまうと、それからまた、子どもたちが「自立していくために必要な～教育をする」というふうにしてはどうか。一番最後の「キャリア教育の充実をはかる」イコール男女共同参画推進というふうになってしまっているの、男女共同参画を推進する教育を充実するというのを1つ目の○にする。それと、その子たちが将来にわたって進路をとれるようなというのを書いて、そうすると下の2つに適応していくのではないかと思う。

それで、下の1行の「キャリア教育」に関しては、県で使っている「私のキャリアノート」にも書いてあるそうなので、それらを言って、そして自立して生活していく～キャリア教育とする。

(委員)

- そう。ここの注を引用して、それで「キャリア教育の充実を～」だったらわかる。そうではないとわかりにくい。

(会長)

○ では、p15はそうさせてもらう。

p16。(意見なし)

p17。(意見なし)

p18。「啓発に当たっては具体的なモデルや成果の普及に努めます」は、1番目の○ではなく、2番目の○に入れるのがよいと思う。イクメンとかカジダンも含めてこちらの方に男性のモデルということで。家庭に関しては、あんな家族がこんな家族がという「モデル」というのはなじまない。なにかいいロールモデルということ、こんないい生き方もあるよということを伝えてほしい。

(委員)

○ 湯崎知事が育休取ると聞いた。全国で初。みんな期待している。まさにモデルである。

(会長)

○ p19。ここも抽象的だが、この下により施策が行われていくことを願っている。

(意見なし)

安心づくり

(会長)

○ では、「安心づくり」。

まず、「生涯を通じた健康と自立の支援」ということで、「健康ひろしま21」を」と表記してあるが、これはある施策についての愛称のようなものだと思うので、もとの施策に近い形で書いてもらいたい。

(委員)

○ ここで、ワンストップセンターについてはどうか。

(会長)

○ それは、いわゆる女性専用外来のようなものか。

(委員)

○ 性犯罪の被害者のためのもの。医療だけでなく診察、検査、情報、相談、全部一緒にできるようなセンターを作ってもらいたい。性犯罪は被害者が立ち直るのにずいぶん時間もかかるようだし、ちゃんと相談するところもないとなかなか大変らしい。それをほかのところでもやっているから広島県にも作ってもらいたいという要望を出している。

(会長)

○ それは例に挙げるとすればどこか。性犯罪の被害者が、診察・治療や検査を受けて、必要な情報が得られるように、相談や診療が一度にできるワンストップセンターですね。女性の生涯にわたっての健康の支援のための女性専用外来とかではありません。

(委員)

○ p23の関連だろうか。

(会長)

○ DV・・・だけではない。DVも含まれるが。女性に対するあらゆる暴力を防止する立場だけではなく。

(委員)

○ 犯罪被害者支援なんかも入りますよね。

(会長)

- p 24の「被害者が相談しやすい～」のところにもう少し踏み込んだ形で書くのはどうか。

(委員)

- ワンストップサービスつながりと言うと、イギリスでは育児支援・女性支援を兼ねて、赤ちゃんが生まれた人が主に対象だが、そこに行きさえすれば、子どもの育児の相談から、自分の体のことから、復帰したときの就職支援から、法律相談から離婚のことまで、全部相談できる施設を地域に1つずつ作っているそうである。それを貧困地域から置いていったら、非常にこどもの虐待事例が減ったとか治安がよくなったという成果が出ているそうで、あと2～3年のうちには全国にそういうものを広げていくらしいという報告をあるシンポジウムで聞いた。将来的にはそういう風なワンストップサービスが日本でもできればいいと思う。今回の計画には入れられるかどうか分からないが。

(会長)

- それこそ「新しい公共」なのかもしれない。これも、大阪府に1つ、愛知県に1つ、広島県でも県立病院に1つ、だと使いづらいですね。地域に1つあるといい。
日本では保健所が随分機能しているが、その保健所以上のものということですね。

(委員)

- 日本ではどうしても問題別になってしまう。そういう意味でワンストップというのは非常にいいと思う。そういうところに行けばストーカー規制法にも全部対応できるとか、そういうシステムがいい。

(会長)

- それは、先ほど、エソールである相談事業とかだけではすまない話だろうか。

(委員)

- 全国的にそういう事例がないとすれば、広島県が先駆的にやってもいいかもしれない。ただ、ストーカーにしてもそうだが、警察と一緒にやらないと無理。そういう犯罪を規制するようなシステムができるかどうか。もし可能性があるのであれば一文入れてもいいのではないかと思う。

(会長)

- さて、どこに入れられるだろうか。とても、包括的な大きなものだが。

(委員)

- p 23の3つ目の○の「被害者の保護」のところか。「関係機関の連携を強化」。

(会長)

- 「連携」ではなくてってことなんですよ。有効な窓口ということですよ。もしうまく入るところが見つからずパブコメまでに調整つかなければ、みなさん必ずパブコメで出してください。
ほかに何かあるか。

(委員)

- 1つ心配なのは、「イクメン」とか「男女が一緒に」というのは、お父さんがいてお母さんがいて子どもがいてという家庭を前提にしている気がする。単身者や離婚等で再び単身者になった人などがもれてしまっている気がするので、そこを改善できないか。

(会長)

○ すごく大事なこと。それからジェンダーで言い切れない人もいる。男と女という枠組みの中ではじき出されてしまう人こそ、男女共同参画の視点から包括的に考えていかななくてはいけない。そのところがどうか。

具体的にどのあたりになるだろうか。

(委員)

○ p 22の委員意見のところの、「ひとり親家庭や、貧困状態に置かれた人々、外国籍県民など～必要な支援を」か。

○ それはちょっと意味がちがうのでは。ここはあくまでひとり親で生活が大変だからということ。お金があってもという人もいる。分けて書いた方がよいのではないか。

(会長)

○ 「家庭」というのが決して両親と子どもをモデルにしているわけではないが、行き届かない記述になってないかどうか。

(委員)

○ 言い続けないといけないということもある。父子家庭のこともずっと言い続けて実現した。シングルマザーのこととか、市民権がなかなか得られてない問題もある。

(会長)

○ そう。このひとり親家庭は就業等支援や経済的支援のことでこれは1つ大切なこと。それともう1つは、父子家庭の場合は精神的なケアもより必要だったり様々なことがある。ここでは、誰もが安心でということがカバーできないっていうか。一方でそういう意図でないのに弾き飛ばしてしまったというのが出ないようによく見て、なおかつそれで足りない部分はずいぶん積極的にパブリックコメントに出してもらいたい。

もう1つ気掛かりは「貧困」のことで非正規のこともあった。セーフティーネットとして貧困と非正規、それから様々な家庭のスタイルがあることに対応できているかということ。

もう1つ国では、女性の、科学技術など今まで進出してこなかった分野への積極的な取り組みのようなことを書いている。これに対して後ろ向きになっていないか。

基本的にはパブコメに期待して。私たちの案は完全ではない、いっぱい叩かれていっぱい直しが入ってということに期待する。作業を少し急がないと、せっかくの御意見をいただく時間を確保できなくなるので。ただ調整の余地はあると思うので、調整は一任していただけるか。(異議なし)

(会長)

○ お気づきの点はメール・FAXで事務局まで願います。

【議題】(2)「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」の中間取りまとめに関する県民意見募集について

(資料3により事務局説明)

(会長)

○ 1つ大きな項目の変更点がある。安心作りの2番目。「男女間におけるあらゆる暴力」を「女性に対するあらゆる暴力」というふうにさせていただく。男女共同参画になったから「男

女間」に移行した経緯はあるが、時が過ぎてかえってしぼられた制限的な言い方になってしまったので、国際的に使われている「Violence Against Women, 女性に対する暴力」ということで整理したい。

ほかに言いそびれたことなどあるか。(なし)

7 会議資料

<説明資料>

資料1 広島県男女共同参画基本計画（第3次）における施策の体系

資料2 「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」中間取りまとめ（案）

資料3 「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」中間取りまとめに関する県民の意見募集について

<参考資料>

- ・ 広島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定に係る今後のスケジュールについて
- ・ 国の第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）